



# 作業環境測定士 派遣事業



## をご活用ください!!

職場の安全と職員の健康を守るため、作業環境測定士を、地方公共団体(都道府県・市区町村・一部事務組合)に派遣して作業環境を測定し、測定結果に基づくアドバイスを行います。

※本事業で行う作業環境測定は、労働安全衛生法上義務付けられた法定の作業環境測定とはなりません。

### 作業環境測定とは?

作業環境の実態を把握するため、空気環境その他の作業環境について、測定計画を立て、採取作業及び分析作業等を行うことをいいます(職場の有害因子を測定して、職員への影響を把握するものです)。



### 対象事業場

## 地方公共団体の事業場(業種は問いません)

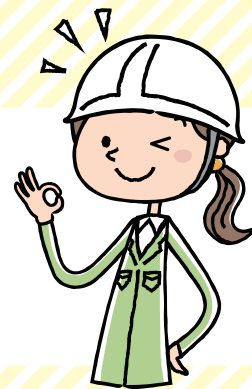
※地方公務員災害補償法が適用される職員が在籍している事業場に限りです。

### 対象業種(例)

- ・事務(情報機器作業環境、事務所環境)
- ・上下水道(水質検査等で使用する有機溶剤、特定化学物質 等)
- ・清掃(騒音・金属・粉じん)
- ・試験研究機関(有機溶剤、特定化学物質 等)
- ・病院(ホルムアルデヒド、キシレン、エチレンオキシド 等)
- ・土木現場(溶接ヒューム)等



## 費用



# 地方公共団体の負担はありません!

## 測定内容(例)

事業場の作業環境測定を行います。



情報機器作業の環境測定  
(照度、作業姿勢など測定)



測定した結果は、  
結果報告書としてお送りします。

作業環境測定結果報告書(証明書)

|        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| sample |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

まずは、お気軽にお問い合わせください。

一般財団法人 地方公務員安全衛生推進協会 調査研究課

TEL 03-3230-2021 FAX 03-3230-2266

E-mail [choken@jalsha.or.jp](mailto:choken@jalsha.or.jp)

ホームページ 地方公務員安全衛生推進協会



「職場環境改善」

詳しくはホームページをご確認ください。  
要請書類等もダウンロードできます。